

# 山形県高等学校総合体育大会開催基準要項

## 1 趣 旨

山形県高等学校総合体育大会は、高校生に広くスポーツの実践の機会を与え、競技力向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高校生を育成するとともに、高校生相互の親睦を図るものである。

## 2 主 催

山形県高等学校総合体育大会（以下「大会」という）の主催は、山形県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）、山形県教育委員会、(公財)山形県体育協会とする。

## 3 共 催

大会の共催は、大会開催地（教育委員会も含む）とする。

## 4 主 管

大会の主管は、開催地区高等学校体育連盟及び開催地統轄団体とする。

## 5 大会の開催及び期間

- (1) 大会は、夏季（32競技）・冬季（3競技）の2期に分けて開催する。
- (2) 夏季大会の開催地は、本連盟の定める村山、最北、置賜、田川、飽海地区で輪番に開催することを原則とする。
- (3) 冬季大会については別に定める。

## 6 大会開催の期日

- (1) 夏季大会は6月第1金・土・日曜日の3日間を主会期とし、冬季大会は全国大会の期日に応じて開催する。
- (2) 冬季大会の日数は3日を越えないことを原則とする。

## 7 大会開催の決定

大会の期日・場所及び規模については、年度ごとに本連盟理事会で立案し、評議員会で決定する。

## 8 競技運営

各競技の運営は、本連盟各専門部が県の各競技団体と提携してこれにあたる。

## 9 大会の規模

- (1) 大会開催競技は次のとおりとする。

### ① 夏季大会（32競技）

陸上競技	体 操	ソフトテニス	卓 球	バスケットボール
バレーボール	サ ッ カ ー	ソフトボール	バドミントン	柔 道
剣 道	相 撲	水 泳	登 山	ハンドボール
レスリング	弓 道	ボクシング	フェンシング	ウエイトリフティング
自 転 車	空 手 道	テ ニ ス	ホ ッ ケ ー	ボ ー ト
ヨ ッ ト	ラグビーフットボール	アーチェリー	な ぎ な た	カ ヌ ー
ライフル射撃	少林寺拳法			

### ② 冬季大会（3競技）

ラグビーフットボール・駅伝競走・スキー

- (2) 競技方法は、各競技別学校対抗とする。
- (3) 各競技の参加人数は、大会期間中に競技が終了できる数を限度とする。

## 10 大会参加資格

- (1) 参加者は、本連盟に加盟している高等学校生徒であること。ただし、理事会及び評議員会で承認を得たものについては、この限りではない。
- (2) チームの構成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒の混成は認めない。

## 11 大会実行委員会

- (1) 主管地区高等学校体育連盟に大会のための実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規程には次の内容を明記する。  
①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要事項
- (3) 実行委員会事務局を設ける。

## 12 大会実施要項

大会実施要項は実行委員会が作成する。競技別実施要項は各専門部が作成し、実行委員会に提出する。

### 13 競技別実施要項の記載内容

- (1)実施期日 (2)会場 (3)競技規程と方法 (4)参加資格  
(5)参加人数 (監督等を含めた1チームの人数) (6)申込様式

### 14 参加申込

参加申込書は所定の様式により、定められた期限まで、実行委員会事務局に学校每一括して申し込むものとする。

### 15 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。  
(2) 参加料の額は、本連盟の理事会で立案し、評議員会で決定する。  
(3) 参加料は本大会の運営費にあてる。

### 16 表彰

各競技とも第3位まで賞状を授与する。

### 17 大会経費

大会運営のための経費は、本連盟大会費・共催負担金・参加料・寄付金等でまかなう。

### 18 宿泊

宿泊の斡旋は行わないものとする。各学校の責任において直接申し込むこと。

### 19 大会役員

#### (1) 大会役員

会 長……本連盟会長  
副 会 長……本連盟副会長  
顧 問……県教育委員長 県教育長 県教育次長 県スポーツ推進審議会議長  
                  開催市町村長 同議会議長 同教育委員長 同教育長  
                  県体育協会長 同副会長  
参 与……県スポーツ保健課長 同担当主幹 県教育庁各課長  
                  主管地区県教育庁所管長(教育事務所長) 本連盟評議員  
                  開催市町村担当課長 県体育協会専務理事 同常務理事  
                  県競技団体長 開催市町村体育協会長  
大会委員長……主管地区高体連会長  
大会副委員長…主管地区高体連副会長 県高体連理事長 主管地区高体連理事長  
委 員……県スポーツ保健課担当課長補佐 同担当係 本連盟理事  
                  県高体連事務局長 地区高体連開催競技専門委員長  
                  地区高体連事務局員 開催市町村担当係  
                  県体育協会事務局長 県競技団体理事長 開催市町村体育協会理事長  
                  開催市町村競技団体理事長

#### (2) 競技役員

部 長…本連盟専門部長  
副 部 長…本連盟専門部副部長 県競技団体理事長  
競技委員長…本連盟専門部委員長

### 20 報道

大会期間中の競技成績の発表については、記録センターを設置してこれにあたる。

#### 附 則

平成13年度一部改正施行  
平成19年 2月20日一部改正  
平成24年 2月17日一部改正  
平成25年 4月26日一部改正  
平成31年 2月22日一部改正